

介護予防支援、第1号介護予防支援

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	新発田西地域包括支援センター	
サービスの種類	介護予防支援、新発田市介護予防・日常生活支援総合事業 第1号介護予防支援事業	
事業所の所在地	〒959-2335 新発田市本田壬393番地1	
電話番号	0254-32-3927	
指定年月日・事業所番号	平成18年 4月 1日指定	1500600042
管理者の氏名	渡辺 由輝子	
通常の事業の実施地域	新発田市内のうち御免町小学校区の荒町、猿橋中学校区の西宮内、東中学校区の旧松浦小学校区、佐々木中学校区、豊浦中学校区	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する新発田市や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「介護予防サービス・支援計画」を作成します。
- あなたの介護予防サービス・支援計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。
- 介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要支援（事業対象者）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
営業時間	午前 8時30分から午後 5時30分まで ただし、電話等により24時間対応可能な体制を整えるものとします。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
担当職員	6 人	0 人	6 人

6. 利用料

指定介護予防支援を利用した際の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、後日、新発田市の窓口に指定介護予防支援提供証明書を提出し、払い戻しを受けることができます。

第1号介護予防支援事業は、利用した際の利用料金自己負担はありません。

【介護予防支援の基本利用料】

	利用料（1ヵ月あたり）
介護予防支援費	4,310 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規の利用者に対し介護予防サービス計画を作成した場合	(1月につき) 3,000 円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所への移行に際して、利用者情報を提供し、そこでの利用に係る計画の作成等に協力した場合	(1月につき) 3,000 円

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

7. 事故発生時の対応

介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、新発田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した介護予防支援事業（又は第1号介護予防支援事業）に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	「新発田西地域包括支援センター」事務室 TEL 0254-32-3927
窓口開設時間	年間を通し、午前 8時30分から午後 5時30分まで
苦情解決責任者	渡辺 由輝子
苦情受付担当者	本間 光子
苦情解決第三者委員	稲田 健一 TEL 0254-27-1221 阿部 正隆 TEL 0254-22-0127

※ 苦情申立は、面接・電話・書面にて随時受付します。責任者、第三者委員又は職員に申し出ください。第三者委員は、公平な立場で苦情解決にむけ助言をいたします。

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新発田市高齢福祉課 TEL 0254-22-3030
	新潟県国民健康保険団体連合会 TEL 025-285-3022

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 担当職員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当職員へご連絡ください。